

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 言文002
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学箕面地区構内建物その他清掃請負 一式  
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 業務期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- (4) 業務場所 大阪大学箕面キャンパス 外国学研究講義棟内

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の配布場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒562-8558 大阪府箕面市船場東3丁目5-10  
国立大学法人大阪大学 言語文化研究科・外国語学部 箕面事務室契約係  
電話 072-730-5031
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和4年2月22日16時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号： 言文002

調達件名： 大阪大学箕面地区構内建物その他清掃請負 一式

入札金額

区 分		単 価	年間予定数量（清掃面積）	年間予定総額
日常清掃	廊下・階段等	円/m <sup>2</sup>	304,090 m <sup>2</sup>	円
	廊下・階段等（カーペット）	円/m <sup>2</sup>	38,144 m <sup>2</sup>	円
	便所	円/m <sup>2</sup>	71,856 m <sup>2</sup>	円
	室内（その他）	円/m <sup>2</sup>	266,622 m <sup>2</sup>	円
	室内（カーペット）	円/m <sup>2</sup>	37,906 m <sup>2</sup>	円
	講義室	円/m <sup>2</sup>	376,512 m <sup>2</sup>	円
	屋外・建物周辺	円/m <sup>2</sup>	19,762 m <sup>2</sup>	円
	ごみ運搬収集	円/日	243 日	円

国立大学法人大阪大学が提示する年間予定数量（清掃面積）の対価を上記に記載した金額に従って計算した総価

金 \_\_\_\_\_ 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書、図面及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

## 請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学箕面地区構内建物その他清掃請負 一式  
請負代金額

区 分		契約単価	うち消費税額及び地方消費税額
日常清掃	廊下・階段等	円/m <sup>2</sup>	円
	廊下・階段等(カーペット)	円/m <sup>2</sup>	円
	便 所	円/m <sup>2</sup>	円
	室 内 (その他)	円/m <sup>2</sup>	円
	室 内 (カーペット)	円/m <sup>2</sup>	円
	講義室	円/m <sup>2</sup>	円
	屋外・建物周辺	円/m <sup>2</sup>	円
	ごみ運搬収集	円/m <sup>2</sup>	円

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学大学院言語文化研究科研究科長 山根 聡 と受注者〇〇〇〇との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の仕様書、図面に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 受注者は、本契約に基づく資材（廃棄物）等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守するものとする。

第5条 業務は、国立大学法人大阪大学箕面キャンパス 外国語学研究講義棟内において、これをするものとする。

第6条 契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

なお、契約期間満了日の3ヶ月前までに実施される随意検査に基づき、業務の履行が適正であると認められるときは、引き続き契約期間を1年間継続するものとし、以後も同様とする。ただし、契約期間は令和7年3月31日を超えないものとする。

第7条 受注者は、毎月の業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学言語文化研究科・外国語学部箕面事務室契約係に送付すべきものとする。

第8条 請負代金額は、毎月実施した各清掃区分ごとの清掃面積に各清掃区分の契約単価を乗じた額の総価（円未満切り捨て）を毎月1回支払うものとし、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。ただし、契約の不履行が発生し、書面による改善要求をした場合には、当該不履行分を減額して支払うものとする。

第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学言語文化研究科・外国語学部箕面事務室契約係に送付すべきものとする。

第10条 業務遂行上発注者が適当でないと認めた受注者の作業員については、受注者と協議のうえ業務に従事させないことができるものとする。

第11条 契約保証金は、免除する。

第12条 受注者は、履行保証保険契約に係る保険証券を提出すべきものとする。

第13条 受注者又は受注者の作業員が故意又は過失により発注者の建物その他の財産をき損又は紛失する等、発注者に損害を与えたときは、発注者に対しその損害を賠償しなければならない。

第14条 発注者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
  - (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
  - (4) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- 2 前項によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、年間予定数量（清掃面積等）に各清掃区分の契約単価を乗じた値の総価の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、発注者は、第12条の履行保証保険金をもって違約金に充当できるものとする。
- 第15条 発注者の都合により清掃面積を増減する必要がある場合は、履行月の1ヶ月前までに受注者に通知するものとする。
- 第16条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第17条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第18条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 4年 月 日

発注者

箕面市船場東3丁目5-10  
国立大学法人大阪大学大学院言語文化研究科  
研究科長 山根 聡 印

受注者

印

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者(以下「受注者」という。)は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。